

議案第三十七号

港区立児童遊園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年六月二十一日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立児童遊園条例の一部を改正する条例

港区立児童遊園条例（昭和三十九年港区条例第二十九号）の一部を次のように改正する。
別表南一児童遊園の項及び北青山三丁目児童遊園の項を削る。

付 則

この条例中別表北青山三丁目児童遊園の項を削る改正規定は令和五年九月一日から、同表南一児童遊園の項を削る改正規定は区規則で定める日から施行する。

（説明）

南一児童遊園及び北青山三丁目児童遊園を廃止するため、本案を提出いたします。